

大阪市建築物の環境配慮に関する条例施行規則

制 定 平成 24 年 3 月 30 日 規則第 90 号
最近改正 平成 30 年 3 月 30 日 規則第 54 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大阪市建築物の環境配慮に関する条例（平成 24 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定環境配慮建築物等の範囲)

第 2 条 条例第 2 条第 5 号、第 7 号及び第 9 号の市規則で定める建築物は、一戸建ての住宅及び長屋並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成 28 年政令第 8 号）第 7 条第 2 項各号及び第 3 項各号に掲げる建築物以外の建築物とする。

(条例第 6 条の 2 第 6 項の市規則で定める設備)

第 3 条 条例第 6 条の 2 第 6 項の市規則で定める設備は、次のとおりとする。

- (1) 太陽光を利用する設備
- (2) 風力を利用する設備
- (3) 水力を利用する設備
- (4) 地熱を利用する設備
- (5) 太陽熱を利用する設備
- (6) エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成 21 年政令第 222 号）第 4 条第 7 号に規定するバイオマスを利用する設備
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める設備

(建築物環境計画書等の届出)

第 4 条 条例第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出は、第 1 号様式による建築物環境計画書を提出して行わなければならない。

- 2 条例第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出は、当該各項に規定する工事に着手する日の 21 日前までに行わなければならない。
- 3 条例第 7 条第 3 項の規定による届出は、第 2 号様式による建築物環境評価書を提出して行わなければならない。

(建築物環境計画書等の公表)

第 5 条 条例第 7 条第 4 項（条例第 8 条第 2 項、第 9 条第 2 項及び第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による公表は、条例第 7 条第 4 項に規定する概要を記載した文書を公衆の縦覧に供するとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により行う。

- 2 前項の縦覧は、大阪市都市計画局において、5 年間行うものとする。

(建築物環境計画書の変更の届出等)

第 6 条 条例第 8 条第 1 項の規定による届出は、条例第 7 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項、同項第 9 号に掲げる事項（建築物環境性能表示の広告への表示内容を除く。）及び同項第 10 号に掲げる事項又は同条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項、同項第 7 号に掲げる事項（建築物環境性能表示の広告への表示内容を除く。）及び同項第 8 号に掲げる事項の変更にあつては変更をしようとする日の 15 日前までに、同条第 1 項第 4 号に掲げる事項、同項第 5 号に掲げる事項（次項に規定する変更に係るものを除く。）、同項第 6 号から第 8 号までに掲げる事項及び同項第 9 号に掲げる

事項（建築物環境性能表示の広告への表示内容に限る。）又は同条第2項第4号に掲げる事項、同項第5号に掲げる事項（次項に規定する変更に係るものを除く。）、同項第6号に掲げる事項及び同項第7号に掲げる事項（建築物環境性能表示の広告への表示内容に限る。）の変更にあつては変更に係る工事に着手する日の15日前までに、第3号様式による建築物環境計画変更届出書を提出して行わなければならない。

- 2 条例第8条第1項ただし書の市規則で定める変更は、条例第7条第1項第5号又は第2項第5号に掲げる事項の変更で、その変更により同条第1項第6号の評価結果、同項第7号の適合状況及び同項第8号の検討の結果又は同条第2項第6号の評価結果に変更がないものとする。

（新築等の取りやめの届出）

第7条 条例第9条第1項の規定による届出は、条例第7条第1項又は第2項に規定する工事を取りやめた日以後速やかに、第4号様式による建築物環境計画中止届出書を提出して行わなければならない。

（工事完了の届出）

第8条 条例第10条第1項の規定による届出は、条例第7条第1項又は第2項に規定する工事が完了した日から15日以内に、第5号様式による建築物工事完了届出書を提出して行わなければならない。

（資格）

第9条 条例第11条の市規則で定める資格は、建築物の総合的な環境性能を客観的に評価するために必要な知識及び技能を有する者として一般財団法人建築環境・省エネルギー機構が作成する名簿に登録されることとする。

（広告中に建築物環境性能表示の表示を要しない特定環境配慮建築物）

第10条 条例第12条第1項の市規則で定める特定環境配慮建築物は、条例第7条第1項に規定する工事が完了した日から起算して3年を経過した特定環境配慮建築物とする。

（建築物環境性能表示の表示）

第11条 条例第12条第1項及び第2項並びに第15条第1項から第4項までの市規則で定める広告は、次に掲げる広告であつて、価格及び間取りが表示されるものとする。

- (1) 新聞紙、雑誌、ビラ、パンフレットその他これらに類するものに掲載される広告（その占める面積が62,370平方ミリメートル以下である広告を除く。）
- (2) フィルム若しくはビデオテープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）に係る記録媒体又は電気通信設備を利用する広告であつて、市長が別に定めるもの

（建築物環境性能表示の表示の届出）

第12条 条例第13条（条例第16条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、当該規定による表示をした日から15日以内に、第6号様式による建築物環境性能表示（変更）届出書を提出して行わなければならない。

（大阪市建築物環境配慮推進委員会）

第13条 大阪市建築物環境配慮推進委員会（以下「委員会」という。）に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 5 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 7 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 8 委員会の庶務は、都市計画局において処理する。
- 9 条例及びこの規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(施行の細目)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、都市計画局長が定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日 規則第136号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月26日 規則第215号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月24日 規則第13号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の大阪市建築物の環境配慮に関する条例施行規則第6号様式による用紙は、この規則による改正後の大阪市建築物の環境配慮に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附 則 (平成30年3月30日規則第54号)

(施行期日)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

建築物環境計画書

年 月 日

大阪市長 様

届出者 住 所
氏 名 印

(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

大阪市建築物の環境配慮に関する条例（以下「条例」という。）第7条第1項又は第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物の名称			
建築物の所在地	大阪市 区		
設計者の氏名 <small>(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)</small>			
設計者の住所 <small>(法人にあっては、主たる事務所の所在地)</small>			
CASBEE 建築評価員の氏名及び登録番号	(ー)		
届出種別	新築・増築・改築・改修	総合設計制度等の適用	有 ・ 無
用途		建築物環境性能表示の広告への表示の予定	有 ・ 無
工事着手予定日	年 月 日	建築物環境性能表示の広告以外への表示の予定	有 ・ 無
工事完了予定日	年 月 日	建築物環境性能表示の表示の予定日	年 月 日
敷地面積	m ²	建築面積	m ²
延べ面積	m ²	階 数	地上 階/地下 階
構造	造	高 さ	m
連絡先	(電話番号)		
建築物の環境配慮のために講じようとする措置	建築物総合環境評価基準による評価結果	別添評価結果による	
	条例第7条第1項の規定により届け出る場合	省エネルギー基準への適合状況	
	再生可能エネルギー利用設備の導入の検討結果	別添検討結果による	
※受付欄			

注1 「延べ面積」欄には、増築又は改築を行う場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の面積を記入してください。

2 「省エネルギー基準への適合状況」については、根拠資料を添付してください。

3 ※印の欄については、記入しないでください。

建築物環境評価書

年 月 日

大阪市長 様

届出者 住 所
氏 名 印



(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

大阪市建築物の環境配慮に関する条例第7条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

建 築 物 の 名 称			
建 築 物 の 所 在 地	大阪市 区		
CASBEE 建築評価員の 氏名及び登録番号	(-)		
届 出 種 別	既存	建築物環境性能表示の 広告への表示の予定	有 ・ 無
用 途		建築物環境性能表示の 広告以外への表示の予定	有 ・ 無
敷 地 面 積	m ²	建 築 面 積	m ²
延 べ 面 積	m ²	階 数	地上 階/地下 階
構 造	造	高 さ	m
連 絡 先	(電話番号)		
建築物の環境配慮のための措置 及びその評価結果		別添評価結果による	
※受付欄			

注 ※印の欄については、記入しないでください。

建築物環境計画変更届出書

年 月 日

大阪市長 様

届出者 住 所
氏 名 印



(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

大阪市建築物の環境配慮に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物の名称		
建築物の所在地		大阪市 区
建築物環境計画書等の届出年月日		建築物環境計画書 平成 年 月 日 建築物環境計画変更届出書 平成 年 月 日
計画書公表番号		
変更しようとする事項	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更工事着手予定年月日		平成 年 月 日
変更する事項に係る添付図書		
連絡先		(電話番号)
※受付欄		

注 ※印の欄については、記入しないでください。

建築物環境計画中止届出書

年 月 日

大阪市長 様

届出者 住 所
氏 名 印



(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

大阪市建築物の環境配慮に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物の名称	
建築物の所在地	大阪市 区
建築物環境計画書等の届出年月日	建築物環境計画書 平成 年 月 日 建築物環境計画変更届出書 平成 年 月 日
計画書公表番号	
中止した日	平成 年 月 日
中止の理由	
連絡先	(電話番号)
※受付欄	

注 ※印の欄については、記入しないでください。

建築物工事完了届出書

年 月 日

大阪市長 様

届出者 住 所
氏 名 印



(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

大阪市建築物の環境配慮に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物の名称	
建築物の所在地	大阪市 区
建築物環境計画書等の届出年月日	建築物環境計画書 平成 年 月 日 建築物環境計画変更届出書 平成 年 月 日
計画書公表番号	
工事完了年月日	平成 年 月 日
連絡先	(電話番号)
※受付欄	

注 ※印の欄については、記入しないでください。

建築物環境性能表示（変更）届出書

年 月 日

大阪市長 様

届出者 住 所
氏 名 印



（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

大阪市建築物の環境配慮に関する条例第13条又は第16条の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物の名称	
建築物の所在地	大阪市 区
建築物環境計画書等の届出年月日	建築物環境計画（評価）書 平成 年 月 日 建築物環境計画変更届出書 平成 年 月 日
計画書等公表番号	
当初の表示の概要	表示日： 表示場所： 表示内容：
表示を変更した場合の変更内容	表示日： 表示場所： 表示内容：
変更の理由	
CASBEE 建築評価員の氏名及び登録番号	(-)
特定環境配慮建築物販売等受託者 準特定環境配慮建築物販売等受託者 届出済建築物販売等受託者 (該当する場合のみ記入)	(電話番号)
連絡先	(電話番号)
※受付欄	

注 ※印の欄については、記入しないでください。